

事 務 連 絡
令和 8 年 1 月 28 日

都道府県
各 指定都市 こども政策担当部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

令和 6 年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）の
実施期間等について（周知）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

一時預かり事業（災害特例型）（「一時預かり事業の実施について」（令和 6 年 3 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局長及びこども家庭庁成育局長通知）の別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の 4（7）に定める事業をいう。以下同じ。）については、従前より、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に基づき、特定非常災害として政令で指定された災害をいう。）が発生した場合に、当該災害が発生した年度末（又は災害の発生時期や規模等に応じて翌年度末）までを実施期間として、保育所等に入所している子どもが被災により別の保育所等を利用した場合などに保護者負担を前提としない国庫補助を行うことにより、被災者及び受け入れ施設等の支援を実施してきたところです。

今般、令和 6 年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）について以下のとおり実施期間等の特例を適用することといたしましたので、ご了知の上、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知・助言等をお願いいたします。

また、これに伴い「利用定員の弾力化及び設備運営基準等の柔軟な取り扱い」についても令和 8 年度に限り延長します。

記

1 令和 6 年能登半島地震等に係る一時預かり事業（災害特例型）の実施期間の特例

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震及び同年 9 月 20 日に発生した令和 6 年豪雨に係る一時預かり事業（災害特例型）については、令和 7 年度末までを実施期間として支援を実施することとしていたところであるが、能登半島においては短期間に 2 度の大規模災害に被災したこと、また、これまでの特定非常災害と比較し、他の代替手段をもった対応が困難な状況が引き続き存在するなど、一時預かり事業（災害特例型）の利用ニーズが高い状況であることから、以下のとおり特例的に実施期間を延長する。

【実施期間】令和8年度末まで延長する。

(令和9年度以降は実施しない。)

【対象事業】実施要綱の4(7)のうち、②アに定める対象児童に対して行う事業

(同②イ及びウに定める対象児童に対して行う事業については、令和7年度末をもって終了し、令和8年度以降は実施しない。)

- 2 令和6年度能登半島地震等に係る一時預かり事業(災害特例型)の保護者負担の取扱い
一時預かり事業(災害特例型)については保護者負担(利用料)を求めない取扱いとしていたが、上記1による延長期間となる令和8年度については、保護者負担(利用料)を求めることができる取扱いとする(同事業に係る国庫補助の基準額についても、施設型給付等相当額から保護者負担(利用料)を控除した額に変更する)。これに伴い、避難元の自治体については、保護者の二重負担を避けるため、本来在籍している避難元の特定教育・保育施設等の保護者負担(利用料)について引き続き減免するなど、適切な措置を講ずるよう努めること。

【一時預かり事業についての問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03 - 6858 - 0078

【利用定員の弾力化及び設備運営基準等についての問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03 - 6858 - 0058